

日中戦争下の上海に生きた映画人

——張善琨

矢野目 直 子

序 章

第1章 映画界入り以前

第2章 新華影業公司

第3章 「中聯」と「華影」

第4章 漢奸問題

終 章 香港での後半生と張善琨の全体像

序 章

張善琨は、日中戦争時期の上海で“影戲大王（映画王）”との異名を取った人物である。交易の国際都市である上海は、映画伝来の地であるとともに中国における映画製作の中心地であった。

張善琨が映画製作会社「新華影業公司」を設立して映画界に進出するのは1934年のことである。1930年代の映画界は映画史に残る「黄金時代」といわれているが、国民党政府による厳しい規制によって、映画会社の実状は厳しかった。設立当時の「新華」は大資本もなく専用の撮影所も持たない弱小プロダクションであり、けして有利とはいえない状況のなかであったが、張善琨は次々と話題作を発表して「新華」を急成長させた。この頃の彼は、新奇なアイデアと大胆な宣伝広告の手練手管で映画をヒットさせることで名を馳せており、“噓頭大王（インチキ大王）”というあだ名で呼ばれていた。

張善琨にとっての一大転機となったのは、映画『木蘭従軍』（1939年ト萬蒼

監督 欧陽予倩脚本)である。日中戦争勃発後、上海は間もなく日本軍に占領され、これまで盛んに作られてきた抗日映画や社会風刺映画の製作は困難になっていた。彼は伝統的な故事に取材して、北方異民族の侵略と闘う愛国少女を描いた映画『木蘭従軍』を製作した。異民族に侵略される設定を日本に侵略される中国の現状に例え、勇敢な愛国英雄の活躍を通して観衆の求める救国の想いを表現することが狙いであった。このような故事を用いて現在を語る手法は、“借古喻今”と呼ばれる。『木蘭従軍』は大ヒットを記録し、その後の時代劇映画ブームを引き起こした。一方、この作品が公開された1939年、上海において日本軍の主導による「中華電影股份有限公司」(略称「中華電影」)¹⁾が設立された。その実権を握っていた川喜多長政²⁾は、映画『木蘭従軍』の成功を聞きおよび、会社設立に伴う中国側の協力者として、その製作者である張善琨に注目したのであった。

太平洋戦争が始まると、日本軍は“抗日の孤島”と呼ばれていた上海の共同租界英米警備区域およびフランス租界に進駐した。租界にあった中国の映画会社もすべて日本の管理下に入り、「中華聯合製片股份有限公司」(略称「中聯」)³⁾として1つにまとめられることとなった。こうして張善琨は上海映画界を代表して「中聯」の総経理に就任する。「中聯」は上海映画界の総力を結集し、華中・華南の劇映画製作を独占するという空前の“映画王国”であり、張善琨はいわばその“王”になったのである。彼が“影戲大王”の名を冠されるようになったのはこの頃からであった。更に1943年には、「中華電影」と「中聯」、そして設立したばかりの「上海影院股份公司」(上海の主要映画館を管理)の3社が合併して、華中・華南の映画製作と配給を一元化する「中華電影聯合股份有限公司」(略称「華影」)⁴⁾が編成された。「華影」の重役には、日本の傀儡政権となっていた汪兆銘の国民政府の要人が名を連ね、張善琨は副総経理に就任した。

1945年8月日本が降伏し、「華影」は蒋介石の国民政府軍によって接收され、張善琨の“影戲大王”としての地位も失われた。そして次に彼に冠せられたのは“漢奸”という反逆者の汚名であった。まもなく“漢奸”狩りが始まり、傀儡政府の関係者の名がその筆頭に挙げられた。「華影」の董事長や名誉董事

を兼ねていた褚民誼⁵⁾、林柏生⁶⁾、陳公博⁷⁾、周仏海⁸⁾らが次々と裁判にかけられ、死刑あるいは終身禁固の重罪判決を受けた。また、「華影」の総経理で元国民党宣伝部在滬辦事処長であった馮節も処罰された。汪政府の文化政策の一環であった「華影」に所属していた映画人も漢奸容疑のリストに挙がった。特に映画界を代表する役職にあった張善琨に対する容疑は当然のことであった。結果から述べると、張善琨は漢奸裁判で断罪されなかった。何故ならば、出頭命令が出された頃、彼はもうすでに国外へ逃亡していたからである。一説に、彼は重慶にあった蒋介石政府と地下工作員を通じて連絡をとりあい、日本側との合作に“黙許”を得ていたといわれている。もしこれが事実であるとすれば、彼の“漢奸”容疑が晴れるばかりでなく、敢えて敵の組織に潜入した“愛国者”として認められることになる。しかしながら、彼はそれを証明することなく逃亡してしまった。彼は“漢奸”のレッテルを貼られたまま、以後祖国の大陸に帰ることなく香港で映画活動を続け、1957年1月7日、奇妙にも日本という異国の地で世を去った。

現在、中国において、「中聯」と「華影」の映画活動は、日本帝国主義によるものとして中国映画の歴史の一部としては認められていない。1949年の共和国成立までの映画史を集大成した程季華主編『中国電影發展史』（中国電影出版社 1963年 北京）の作品一覧にも「中聯」「華影」の作品は記載されていない。近年刊行された通史的な映画研究書、封敏主編『中国電影芸術史綱』（南開大学出版社 1992年 天津）においても、日本が「華を以て華を制する」ための傀儡の映画組織であるという見解をとっている。一方の当事者である日本側は、川喜多長政という人物を通して、組織のトップは日本人であっても映画製作そのものは中国人自身に任せられていたとしている。上海軍報道部から「華影」の社員となった辻久一は、著書『中華電影史話』（凱風社 1987年 東京）のなかで、「中華電影は中国映画の歴史の一部である」（p.16）と主張している。

現在の張善琨に対する評価は、中国においては、日本軍の国策映画会社に対する評価とほぼ一対となって否定的に語られている。彼についての研究や漢奸問題に絡んだ再評価の論議は起こっていない。また日本においても、彼

については国策映画会社の枠内で語られるのみで、総体的に紹介されたことはない。特に中国では未だに慎重な扱いを要される漢奸問題について、日本では大きな問題として取り上げられていない。前掲『中華電影史話』では「華影の中国人役職員からは一人の漢奸も出さなかった」(p.348)と述べられ、佐藤忠男著『キネマと砲聲』(リブレポート 1985年 東京)においても「誰も漢奸としては裁かれはしなかった」(p.266)と記されている。一方、張善琨の後半生の舞台となった香港や台湾では、彼の生涯が肯定的にまとめられている傾向にある。しかし肝心の漢奸問題はやはり曖昧なままであり、公孫魯著『中国電影史話』(南天書業公司 香港)⁹⁾だけが、張善琨は“愛国者”であったという主張を明確に表している他は、彼と重慶側とのつながりを可能性として示すのみにとどまっているのである。

本稿は、日本と中国、及び台湾、香港においてそれぞれの立場で書かれた資料を照合しながら、張善琨の生涯を年代順に記し、彼の人世の分岐点となった漢奸容疑の事実関係も含めてまとめたものである。戦時下の複雑な情勢のなかで一時代を築いた映画人張善琨を通して、日本と中国が絡み合ったこの時代の一断面を描き出すことが本稿の目的である。

今回においては、張善琨を語る上で特に問題となった漢奸問題に関する部分を抜粋した。

第3章 「中聯」と「華影」

(中略)

* 張善琨逮捕

終戦間近のある時、「華影」副総経理の張善琨が日本憲兵に逮捕される事件が起こった。その時期は確かではないが、川喜多長政「私の履歴書」(『日本経済新聞』1980年4月26日)によると、1945年春頃のことと思われる¹⁰⁾。

この逮捕は、後の彼に対する漢奸容疑の重大な争点とされている重慶政府との間で交わされた“黙許”に関わる事件といえる。先ず、この経緯を公孫魯著『中国電影史話』で見てみよう。

…………その後間もなく、重慶方面から上海に派遣されていた地下工作指導者の一人である蔣伯誠が逮捕されるに至り、日本警察は蔣氏の家宅捜査の際、重慶から張善琨氏宛に打電した電報を発見押収した。このため張氏は終に貝当路駐在の日本憲兵隊に逮捕せられた。(中略)彼の妻の童月娟は外部で百方奔走し救出に務めたが、最後に結局川喜多氏を煩わして、その斡旋により漸く保釈出獄するを得た。このとき張氏は合計29日間拘置されたのであった。(竹中伸訳「張善琨氏が日本憲兵に拘置された経緯」より)

張善琨の出獄に手を貸したという川喜多長政自身が語る事件の経緯は以下の通りである。

(張善琨の逮捕は)重慶側の上海地下工作本部が日本側に押さえられた時に、中華電影の製作した映画の台本が多数発見され、張善琨が地下政府と関係のあることが判明した為である。複雑な占領地域で上映される映画なので、張善琨は自分の製作する映画の台本の検閲を、日本軍と南京政府と、ついでに重慶の地下政府とに申請していたのだった。私はその事実を知っていたが、別に反対する理由も無いので黙認していた。(中略)私の釈明と運動で出して貰う迄29日間拘禁されていた。(「或るコスモポリタンの父と子」『文藝春秋』1960年1月号)

(中略)特に注目すべきは、張善琨逮捕が国民党の地下工作員のもとから「華影」の台本が発見されたことから起こったとする点である。また、川喜多長政は張善琨が「華影」の台本を重慶の地下政府に送っていたことを「事実」として挙げている。しかしながら、何故川喜多がこの「事実」を知り得たのかは具体的に説明されていない。公孫魯の記述も、戦後香港に渡った映画人

からの伝聞であるため客観的な証言とは言い難い。2人の人物が同様に語っているというだけで重慶政府からの“黙許”があったという証明にすることはできないが、彼らが述べる2つの事件の因果関係は重要であり、これを別の客観的資料に基づいて証明することができれば“黙許”の存在を確認する鍵となり得よう。この客観的資料の調査は今後の課題として残される。

* 終戦と「華影」の最期

(中略) 前述の逮捕で張善琨は無事に釈放されたが、以後も日本側から要注意人物と警戒されるようになっていた。彼は身の危険を感じて上海脱出を計画したが、一度は仲間の密告によって失敗した。1945年4月に娘が結婚して上海を離れる機会を得て、5月に夫人とともに脱出したのだった。(『中華電影史話』p.326参照)

(中略) 1945年8月日本が降伏し、8年間に及ぶ戦争は終結した。

上海には重慶から蒋介石の国民政府軍が進駐した。「華影」のオフィス、撮影所、機材はすべて国民党軍に接收され、「中華電影」に始まる上海における日本の国策映画会社は幕を閉じた。「華影」の閘北にあった記録ニュース映画専用の撮影所と福履理路の第2撮影所は、国民党政府直営の「中央電影撮影所」(略称「中電」)のスタジオに変わった。(中略) 徐家匯の第3撮影所は、国民党政府に接收された後、元の持ち主である「聯華」¹¹⁾の呉性裁らに返還され、名作『一江春水向東流』(崑崙影業公司 1947年 蔡楚生、鄭君里監督・脚本)が製作されている。この徐家匯の撮影所は、共和国成立後に設立された「上海電影製作廠」となった。

第4章 漢奸問題

* 重慶への逃亡と屯溪での拘禁

1945年(民国34年)5月、張善琨は夫人の童月娟、彼の片腕であった李大

深、張丙生とともに上海を離れた。その後の彼ら足取りについては、劉紹唐主編『民国人物小傳』第8冊(傳記文学出版社 1987年 台北)「張善琨」(原載：『傳記文学』第46巻第2期 1984年8月 台北)が詳しく述べている。

一行4人は危険を冒して逃亡し、環湖旅館に宿泊した。杭州の地下工作員が道案内をして、先ず小さな汽船に乗り、次に塩の運搬船に乗り換え、“三不管”(訳注：日本軍と汪政府軍、国民党軍のいずれも管轄していない区域)の船着き場に着いた。その後4人は淳安を経て第3戦区(司令長官・顧祝同)管轄下の屯溪に向かい、皖南招待所に泊まった。張善琨は東南沿海地区方面の地下工作の中心的リーダーである呉紹澍に面会しようと重慶に赴き、中国国民党第6回1中全会(“6大”は5月5日から21日まで開催)に出席したが、彼は世論の攻撃に遭ってしまった。黄山の招待所に戻ると、彼は屯溪の皖南警備司令部に10日間監禁された。呉紹澍が皖南警備司令部に電報を打って証明し、また陸軍総司令・何応欽の電報を得て、張善琨は生命の危機を免れた。彼は上饒第3戦区の長官部に護送され、後に鉛山に移され、顧振武が責任を持って彼を“保護”した。8月、抗戦勝利後まもなく軟禁生活を解かれ、10月鉛山を離れて杭州に戻った。(p.270～271)

これによれば、張善琨と重慶とのつながりを証明し得る人物として、呉紹澍という地下工作員のリーダーの存在があることが分かる。

さて、張善琨は黄山で逮捕された後屯溪に拘禁されたが、当時歙県の米軍の情報機関に所属していたジャーナリストの圓慧は日本側の情報を聞き出すために拘禁中の張善琨と数回にわたって会見したという。圓慧は「東戦場回想録——張善琨屯溪被捕内幕」(『大人』第20期 1971年12月発行 香港)という文章のなかで、張善琨が国民党の地下工作員とのつながりを表す重要な証拠を持っていたことと、彼の立場を証明できる人物が実在していたことを記している¹²⁾。(中略)

* 漢奸裁判はじまる

1946年4月1日より、首都南京をはじめ上海、江蘇、河北、天津、済南などの各都市の最高法院において一斉に漢奸裁判が始まった。

漢奸裁判とはどのようなものであるのか。以下、益井康一著『漢奸裁判史』（みすず書房1977年 東京）を参考とする。「傀儡人物処罰に関する13原則」（1945年9月国民参政会で起草）によれば、裁判の対象となるのは「傀儡官職員、大学専門学校長およびその重要役員、金融、産業機関の理事級、新聞社の編集長ならびに総務主任級、映画公司および広播電台（放送局）ならびにその他宣伝機関の理事、重要職員、傀儡政党、国民参政会的組織ないし類似の機関における重要人物、日本の傀儡機関における役員や重要職員」、それに「日本の軍、政機関、諜報機関のために服務したもの」とされている。また「懲辦漢奸条例修正案」（1945年11月立法院で可決）によれば、判決に適用されるのは「緊急治罪条例、戦時軍刑法、中国刑法、または漢奸の審理に関する法令」、つまりあらゆる法規が適用されるということであり、最高刑としては死刑が定められていた。

（中略）漢奸裁判の始まりと前後して、上海では映画界の漢奸摘発運動が盛んとなった。張善琨は身を隠して重慶へ赴いた。1946年6月16日付けの『文匯報』¹³⁾には「反逆者張善琨、重慶人になる」という記事が報じられている。それによれば、「偽『華影』総経理の張善琨が突然重慶市の某宴会上に現れた。（中略）……現在は某私人の住まいに居る。聞くところによると、張は短期間内に重慶を離れインドか香港へ赴くつもりだが未だ決定していない」と書かれている。

彼は実際に程なくして香港へ赴いた。

* 映画人への漢奸容疑

張善琨は香港へ去っていったが、上海に残った「華影」の関係者たちはそれぞれ漢奸肅正運動や漢奸裁判に巻き込まれていった。日本で出版された関

係書物に「華影」からは1人の漢奸も出さなかったということが書かれていることは序章で述べたが、以下に述べるように、実際に数名の関係者が実刑判決を受け、また、処罰はされなくても漢奸肅正運動によって上海での活動ができなくなった者がいるのである。(中略)

さて、上海高等法院における漢奸裁判では、先ず「中聯」の監察員であった巖春堂¹⁴⁾が起訴され、続いて「華影」の役員であった黄天佐¹⁵⁾と馮節の2人が召喚審問された。

巖春堂の漢奸容疑は「中聯」に出資して監察員の地位に就いたことであった。高等法院での審問は1946年8月18日から数回にわたって行われた。(中略)この後、法院側は彼の地下工作の事実についての再調査を認め、公判は延期された。1947年3月3日に最終審問が行われたが、審問のなかで巖春堂は、彼の映画会社「芸華」の売却は強制されたものであるとし、また「中聯」の監察員となっても会社の会議には一度も参加したことはないと述べ、同時に地下工作員を援護していたことを強調した。(「巖春堂審結 牛敬亭出獄」『文匯報』1947年3月4日)しかしその主張は受け入れられず、同年3月10日彼は有罪の判決を受け、懲役3年、民権剝奪3年、全財産没収に処された。(「巖春堂判決三年」『文匯報』1947年3月11日)

黄天佐の審問は1946年7月10日から始まった。(中略)彼の公判は11月2日に行われた。判決は懲役3年、民権剝奪3年の実刑であった。そして財産は、家族の生活費を斟酌する他はすべて没収された。(「黄逆天佐判決三年」『文匯報』1946年11月3日)

馮節に対する容疑は、汪政府宣伝部副部長および「華影」総経理の職に就いたことであった。審問は1946年7月2日から翌年2月まで行われている。彼は1947年2月17日に行われた最終審問において、「民国28年に中央の命令で敵方の情報工作を担当し、29年には敵を利用して援護工作を行い、その功績は甚だ大きく、調査すべき証拠がある」と供述し、国民党政府側とのつながりを示した(「馮節昨審結 二十四日宣判」『文匯報』1947年2月18日)が、しかし同月24日の公判で法院は彼に有罪を下した。「敵国に通牒し、本国に反抗を企図」した罪で、懲役6年、民権剝奪6年、財産没収(家族の生活費を

除く) を判決された¹⁶⁾。

(中略)

* 「華影」関係者と張善琨の容疑

高等検察所は大物の容疑者の尋問が一段落すると、職員クラスの容疑者を召喚した。

映画界の容疑者に対しては1946年11月から召喚状が送られた。「華影」の巨頭とされる張善琨をはじめ、映画監督の張石川や徐欣夫、女優の陳雲裳、陳燕燕、李麗華、俳優の梅熹、張浦、撮影技師の周詩穆らが召喚された。ただし、これらの人々のなかで起訴されたのは張善琨ただ1人であり、他の関係者は取調べを受けただけに過ぎない。しかしそれでも漢奸容疑を受けた者への風当りは強く、その後上海で活動できずに香港へ移っていった者も多い。

1947年10月、高等検察所は政府の外交部を通じて香港政府に張善琨の身柄の引渡しを要求した。これは彼が検察からの度重なる召喚に応じなかったためである。この時にはまだ彼に対する指名手配は行われていなかった。(「要求引渡張善琨 高検所未予証実」『中央日報』¹⁷⁾ 上海版 1947年10月7日) 1947年12月25日張善琨はついに高等検察所より漢奸罪として起訴された。(「偽『華影』巨頭張善琨提公訴」『中央日報』1947年12月25日)

審問は翌1948年1月12日から始まったが、香港にいる彼は出廷しなかった。高等法院は彼の逮捕を待つ形で公判を延期した。こうして彼は指名手配中となった。(「高院昨審訊周起 張善琨已予通緝」『中央日報』1948年1月13日「張逆善琨 法院決通緝帰案 周起案今日公審」『大公報』¹⁸⁾ 同上)

結局、張善琨はそのまま逮捕されなかった。そして1948年9月、2年半近くにわたって行われた漢奸裁判そのものが事実上終了し、彼の案件はそのまま“お蔵入り”となったのである。

終章 香港での後半生と張善琨の全体像

張善琨は香港に渡ってから再び映画界で活動を始めるが、「漢奸」の容疑のために表立って活動することはできなかった。彼は1947年設立された戦後初の本格的な映画製作会社「永華影業公司」の顧問として映画活動を再開するが、1952年に彼自身の名義で「新華影業公司」を復活させるまで、表に出て活動することはできず、作品にも彼の名前が映し出されることはなかった。

「新華」の再出発を果たした張善琨は、娯楽映画を作る一方で革命歴史映画を製作したり、カラー映画製作に熱意を燃やすなどして、香港のみならず台湾や東南アジアにも販路を拡大した。香港にはまだカラー撮影技術はなかったため、彼は「中華電影」時代より始まる川喜多長政との関係を頼って日本を訪れ、日本の技術で香港映画を製作した¹⁹⁾。

1957年1月7日、張善琨は新作『銀海笙歌』製作のために来日中、滞在していた東京のホテルで突然の発作を起こして他界した。彼の遺体は翌日8日に荼毘に付され、12日東京の青山斎場で川喜多長政ら日本の映画関係者らも列席して葬儀が行われた。遺骨は童月娟に抱かれて2月15日香港へ到着した。途中立ち寄った台湾の松山空港においても、映画界をはじめ各界の人士が集まりその霊を見送り（「張善琨の遺骨、昨日台湾経由で香港へ」『中央日報』1957年2月16日参照）、香港の啓徳空港では大勢の映画人が彼の霊を出迎えた。翌16日、万国殯儀館で告別式が行われたという。（『民国人物小傳』第8冊「張善琨」p.275参照）

* その後の評価

張善琨の一生を通観して、彼が多様な顔の持ち主であることが分かる。彼について述べる文章のなかで取り上げられている面を敢えて大別すると4つに分けられる。第1には商業主義的な経営者としての面、第2は映画演劇を愛する製作者としての面、第3には対日協力者としての面、そして第4に“愛

国者”としての面である。

第1の面は、誇大広告ともいわれる宣伝活動や徹底した娯楽映画路線に見られる。この部分を中心に取上げた記述は、『中国電影発展史』や『中国電影家列伝』（中国電影家協會電影史研究部編 中国電影出版社 1983年 北京）などの中国大陸で出版されたものに多く見られる。例えば以下のようなものである。

芸術は主要ではなく、大切なのは、フィルムの利潤、生産コスト、新しいアイデア、観衆の要求、そして勢力のある集団の宣伝をすることである。張善琨はこのようなイカサマ師であった。（『中国電影家列伝』第2集 秋子「張善琨」）

第2の面は、『木蘭従軍』や中国初の長編アニメーション映画『鉄扇公主』（1941年 萬籟鳴・萬古蟾製作）²⁰⁾、愛国話劇『文天祥』²¹⁾、香港時代のカラー映画への取り組みなどに表される一面である。彼が「中華電影」時代に巴金原作の『家』（1941年 ト萬蒼・徐欣夫ら共同監督 周貽白脚本）を製作したことは先に紹介したが、この作品は『激流』3部作と呼ばれる大作のひとつであり、彼は後に「中聯」となってから残りの2作を映画化して3部作を完成させている。辻久一著『中華電影史話』は以下のように述べている。

『激流』3部作を完成しておきたかったのは、やはり1つの中国現代史を映画の形でまとめておきたいという、彼の知的執念であったのだろう。興行価値は問うところではなかったようだ。（p.243）

張善琨のなかの第1の面と第2の面は相互に補完し合っているといえよう。第1の面で資金を蓄えて、第2の面のために使う。そして第2の面で評判を高め、さらに第1の目的を成し遂げるといえる。

次の第3であるが、これは漢奸容疑という未だ決着のつかない問題をめぐって第4と相反している。漢奸容疑についての問題の焦点は、彼が重慶側

からの“黙許”の取り付けて日本側と協力をしたのかどうかにある。杜雲之著『中華民国電影史』（行政院文化建設委員会 1988年 台北）によれば、張善琨は1955年台湾を訪れた際、著者に向かって重慶側の“黙許”があったことを説明している²²⁾。しかし実際のところ、地下工作員を通じた関係は水面下で行われるために立証は難しい。それは、漢奸罪で起訴された「華影」の幹部たちが一様に地下工作員とのつながりを主張したものの結果は有罪であったことにも明らかである。張善琨は漢奸裁判を受けずに逃亡し、本格的な調査が行われていないので事態は一層不明である。何故彼が証明せずに逃亡したかも疑問の残るところである。“黙許”については、当時の関係者の証言をつなぎ合わせて事実関係を組み立てることができるが、それらの証言のみで存在を決定づけるには裏付けに乏しい。朱天璋「“友好”還是侵略」（『電影芸術』1995年7月10日発行）によれば、張善琨が証拠を持っていると言いつつも「結局はその“証拠”を取り出したことはなかった」と述べる「ある人物」の証言を載せている。“黙許”があったとする主張にも、無いとする主張にも、どちらにも根拠を確定できる客観的証拠は備わっていない。

本稿では、張善琨の第1と第2の面についてはそれぞれに各種の資料を照らし合わせることによって偏りのないよう記すことを努めたが、第3と第4の面については結局事実関係をまとめることのみで真実を明かすには至らなかった。ただ、問題の“黙許”については、確証はないもののこれだけ多くの人々が証言していることから、筆者自身は何らかの“黙許”を得たと思われる事実があったと考えている。この問題に関しては、2つの課題を残した。1つは張善琨逮捕と地下工作員蔣伯英逮捕との事実関係の確認、そしてもう1つは地下工作員リーダー呉紹澍との関わりの検証である。今後の更なる調査と資料の研究が必要である。

注釈

- 1) 1939年6月南京で設立。日本軍占領地域における映画配給を目的として、日本と中国（汪兆銘政府）、満州国の共同出資で創設された国策映画会社。
- 2) 川喜多長政（1903-1981）東京都出身。北京大学中退後、ドイツへ留学。1928年

- 「東和商事合資会社」を創設し映画の輸出入を始める。1939年「中華電影」専務董事に就任。戦後、帰国。1946年「東和映画会社」を設立。外国映画輸入配給協会会長、日本映画海外普及協会副会長などを歴任した。
- 3) 1942年4月「中華電影」の指導の下で上海の11の映画製作会社が統合されて成立。董事長に汪兆銘政府宣伝部長の林柏生、副董事長に川喜多長政が就任。
 - 4) 1943年5月、中国侵略に対する国際的な反発を避けるため、汪兆銘政府の文化工作の面を強めることを目的に再編成された。
 - 5) 褚民誼(1884-1946)日本留学生。医学博士。汪兆銘の片腕として、南京政府の行政院長や外交部長、駐日大使などを歴任。戦後、漢奸罪で死刑。
 - 6) 林柏生(1892-1946)汪兆銘の対日和平工作に加わり、南京政府の行政院宣伝部長などを務める。戦後処刑される。
 - 7) 陳公博(1901-1946)国民党に入党し、孫文の下で三民主義の宣伝に尽力する。汪兆銘に従って南京政府に入り、汪の死後は代理主席を務めた。戦後処刑される。
 - 8) 周仏海(1897-1948)京都帝国大学卒。汪兆銘とともに南京政府を樹立し、財政部長、上海特別市長などを歴任。戦後逮捕され、無期懲役となり南京で獄死。
 - 9) 『中国電影史話』は原本を入手できないため、正確な出版年度は不詳。東和映画の委嘱で竹中伸が抄訳した冊子によれば、1965年発行とある。文中の『中国電影史話』からの引用とした記述はすべて抄訳によるものである。
 - 10) 辻久一著『中華電影史話』では「1944年頃」となっているが、川喜多長政はこの事件に関わった人物であるので、川喜多の記述に従った。
 - 11) 聯華影業公司是、1930年羅明佑が創設した映画製作会社。数々の秀作を生みだし、「黄金時代」と呼ばれる1930年代の映画界をリードした。1936年より呉性裁が実権を握る。日中戦争の戦火による被害がもとで1938年6月に業務停止となる。
 - 12) 圓慧の記述にも、呉紹澍という人物が張善琨の自由回復のためにとりなしたことが記されている。
 - 13) 上海発行の大新聞。1938年創刊するが、翌年停刊。戦後1945年9月に復刊するが、再び国民党政府によって停刊処分を受けた。創刊から1947年の停刊までの縮刷版が出版されており、本稿において資料として多く利用した。
 - 14) 巖春堂(?-1949)暗黒街の大ボス黄金榮の門下に入り、阿片売買で財をなした。1932年芸華影業公司を設立。「芸華」は1941年「華影」に吸収される。戦後、息子の巖幼祥とともに映画会社を興すが、解放後映画界を退いて上海で晩年を過ごした。
 - 15) 黄天佐(?-1986)国民党宣伝部の中央電影撮影所の監督として活躍。1939年より「中華電影」設立に参画、以後製作面を担当する。戦後も上海に留まり、『中華電影史話』によれば、漢奸罪で服役後は映画界から離れ食品関係の工場を経営したという。

- 16) 『中華電影史話』によれば、戦後処罰された馮節は、その後左遷されて田舎の教師として過ごしたという。
- 17) 中国国民党の機関誌。1927年漢口で創刊後、日中戦争中も国民党とともに各地で出版を続けた。解放後は台湾で現在も出版されている。
- 18) 1902年創刊の民間資本による全国版の大新聞。上海を始め各地で地方版が出された。1966年停刊。
- 19) こうして製作された初のカラー映画は『海棠紅』(1955年 易文監督)。
- 20) 当時はアニメーション映画は通常の劇映画に比べ、時間もコストも10倍以上かかり、危険も大きかったが、張善琨は萬兄弟に全てを委託して製作した。(萬籟鳴・萬古蟾「長編映画『鉄扇公主』製作報告」『映画評論』1942年10月号参照)
- 21) 1944年1月より上海の蘭心戲院において約5カ月あまりのロングランを記録した上海聯藝劇団による話劇(吳祖光脚本、張善琨演出)。南宋滅亡に際して最期まで元軍に抵抗したの忠臣文天祥の物語である。
- 22) 『中華民国電影史』によれば、筆者は1955年に台北を訪れた張善琨と会い、「重慶の関係方面の“黙許”があって、太平洋戦争後の上海映画界の局面を收拾するため日偽と“合作”することの同意を得ていた」と張善琨が述べたという。(上p. 327)